

【アメリカ】輸出入手続の合理化に関する大統領令

現行では貿易業者は、貨物の輸出入手続に必要なデータを多数の関係行政機関それぞれに提出しなければならない。オバマ大統領は、2014年2月19日、大統領令第13659号に署名し、①2016年12月31日までに、国際貿易データシステム(ITDS、P.L.109-347: Sec.405)を完成し、関係行政機関の窓口を一元化して、輸出入手続に必要なデータを電子的に送付できるようにすること(第3条)、②国境に関する省庁間幹部会議(BIEC)を正式に発足させ、関係省庁間の調整を改善すること(第4条～第5条)等を定め、手続に要する時間の大幅な短縮等が図られることになった。これは大統領が1月の一般教書演説で議会の立法措置を待つ間に自らできることを行うとした一環である。なお、連邦議会には、大統領に国際貿易交渉について権限を与えるいわゆるファスト・トラック法案(S.1900、H.R.3830)が提出されているが、大統領の属する民主党幹部からも反対が出ており、成立の見通しは立っていない。

(前・海外立法情報課・ローラー ミカ)

【アメリカ】最低賃金引上げに関する大統領令

オバマ大統領は、2014年1月28日の一般教書演説において、上下両院で多数派が異なるため対立が続く連邦議会の立法措置を待つ間、大統領の権限の積極的な行使によりできることを実現していくという姿勢を表明し、また、経済格差是正のための中心施策として最低賃金の引上げを強調した。これを具体化すべく、2月12日、大統領は、最低賃金引上げに関する大統領令第13658号に署名した。2015年1月1日より、新たな契約については、連邦と契約を締結した企業の職員の最低賃金を現在の時給7ドル25セントから10ドル10セントに引き上げ、以後物価上昇にスライドさせること(第2条)、当該職員がチップ制労働者である場合の最低賃金の引上げ(第3条)等が定められている。なお、すべての国民の最低賃金を引き上げるため、大統領は、最低賃金を段階的に10ドル10セントに引き上げることを盛り込んだ2013年公正最低賃金法案(S.460、H.R.1010)の可決を連邦議会に促している。

(前・海外立法情報課・ローラー ミカ)

【アメリカ】宗教の自由を理由として差別等を免責する州法改正案

1993年連邦信教の自由回復法(RFRA)は、個人の宗教の自由に政府が制約を課す場合、それまで判例上用いられてきた基準よりもさらに厳格な「必要不可欠な利益テスト」(法規制が宗教の自由の実質的な負担を課す場合に、政府の規制利益が必要不可欠であり、その負担が正当化されること、また、他に手段が存在しないことを審査する)を用いる旨を明文化したものである。アリゾナ州はRFRAと同内容の州法を有するが、宗教の自由をより強化するため、これを改正する法案SB1062を可決した。しかし、州知事は、2014年2月26日、同法案に拒否権を発動した。同案は、宗教団体のみであった州のRFRAの適用対象を個人や事業者にも広げること、ある者の宗教の自由の行使の結果、侵害を受けたと主張する者は、今後、政府と同様に「必要不可欠な利益テスト」による審査を受けることを内容としており、利用者の性的指向等を理由としたホテルや商店等によるサービスの拒絶等の差別行為を容認するものとの批判が高まったためである。(海外立法情報課・井樋 三枝子)

【イギリス】2013年公務員等年金法(c.25)の制定

独立公務員年金委員会が2011年3月10日にジョージ・オズボーン（George Osborne）財務相に提出した公務員等年金制度改革の最終報告は、国家公務員年金制度等現行6制度を透明性のある確実かつ簡素なものとする共通の将来的枠組みを設ける新法の制定を勧告していた（本誌248-2号）。2013年4月25日に制定された2013年公務員等年金法（c.25）は、この勧告の実現を図るものである。同法は、①公務員年金を最終俸給ではなく平均標準報酬に応じたものとする、②公務員等年金支給年齢60歳を消防士、警察官及び軍人を除き国民年金支給年齢（現在66歳）まで引き上げること、③納税者負担との均衡を図り公務員等年金掛金の国庫負担に上限を設けること等を定めている。在職者には新旧制度の在職期間に応じて当該各年金が支給される。②に伴い定年も引き上げられ、早期退職者の年金額は調整される。同法には2014年2月1日までに施行済の規定のほか未施行の規定もある。

（前・海外立法情報調査室・河島 太郎）

【ドイツ】欧州議会議員選挙に関する連邦憲法裁判所判決

欧州議会議員選挙は、直接選挙及び比例代表制の原則の下、加盟国ごとに国内法が定める手続により実施される。ドイツでは、欧州議会選挙法第2条第7項の規定により、従来、得票率3%未満の政党は、欧州議会において議席を得ることができないとされていた（阻止条項）。しかし、連邦憲法裁判所は、2014年2月26日、阻止条項は基本法（憲法に相当）第3条第1項（選挙権の平等の原則）及び第21条第1項（政党の機会平等）の規定に相容れず無効との判決を下した（2 BvE 2/13）。阻止条項は、小政党の議会への進出により多数派が形成されず、議会における議決が困難となる状況を回避するためのものであるが、判決は、欧州議会の現状に鑑みて、阻止条項は正当化できないとした。また、議会の機能不全をおそれて予防的に阻止条項を設けることは、選挙権の平等の原則を著しく損ね、相当ではないとした。判決により阻止条項は無効となり、2014年5月に実施される欧州議会議員選挙の際には阻止条項は適用されない。

（海外立法情報課・渡辺 富久子）

【ドイツ】性分化疾患患者のための身分登録法の改正

国連女子差別撤廃委員会は、2009年、性分化の発達の異常により、男女に一義的に分類できない状態（性分化疾患）の患者の人権を守るために有効な措置を講じることをドイツ連邦政府に対して勧告した。連邦政府は、その検討をドイツ倫理委員会に委託し、同委員会は、2010年以降、性分化疾患患者との対話を重ね、これらの者が抱える医学的、社会的、法的な問題を検討してきた。これを受けて、2013年身分登録法が改正され、同年11月1日から施行されている（BGBl. I S.1122）。身分登録制度は日本の戸籍にほぼ相当するもので、この制度上、出生登録も行われる。通常、出生登録簿には子の性別が記載されるが、子が男女に分類できない場合には、性別の欄を無記載とする旨が定められた（身分登録法第22条第3項）。報道によれば、男女の性別を前提とする婚姻の制度や旅券法とどのように整合性をとるか等、運用の詳細は不明とされている。

（海外立法情報課・渡辺 富久子）

【ドイツ】市街地開発を強化するための建設法典の改正

高齢化の進展等を考慮して、市街地開発を強化するために建設法典が改正された（BGBl. I 2013 S.1548）。その主要部分は 2013 年 9 月 20 日から施行されている。改正により、新規の土地利用を抑制するため、都市計画上の開発は市街地を優先すること（第 1 条第 5 項）、市町村が土地利用計画の案において農地又は森林の用途を変更する場合には、事前に市街地の利用可能性を調査した上、理由を付さなければならないことが定められた（第 1a 条第 2 項）。また、商店街を維持し及び発展させるために、市町村の土地利用計画に商店街を記載することができる旨を明文で定めた（第 5 条第 2 項）。さらに、従来、地区詳細計画の適用地域内に限り、土地所有者は老朽化した建物の解体を受忍する義務を負っていたが、改正により、地区詳細計画の適用地域内に限らず解体が可能となり、土地所有者は、解体により得られる利益の額を上限として、解体費用を負担しなければならないことが定められた（第 179 条）。

（海外立法情報課・渡辺 富久子）

【韓国】国家情報院法の改正

2012 年 12 月 19 日に実施された第 18 代大統領選挙の過程において、大統領の所轄の下にある国家情報院（韓国の情報機関。以下「国情院」）が不当な選挙介入を行っていたことが明らかとなった。国情院の職員がインターネット上で、当時与党の朴槿恵（パク・クネ）候補に有利な書込みを行っていたとされ、前国情院長が公職選挙法違反で起訴された。事件の再発を防ぐため、2013 年 12 月 5 日、国会において、与野党同数の議員により「国家情報院等の国家機関の政治的中立性強化のための制度改善特別委員会」が設置され、2014 年 1 月 1 日、同委員会案として提出された「国家情報院法一部改正法律案」が本会議で可決された。今回の法改正により、国情院職員による情報通信網を用いた政治活動を禁止する条項が新設され、違反に対する罰則も強化された。また、他の国情院職員から違反行為を指示された職員は異議を提起でき、是正されない場合は当該職務の遂行を拒否できる。拒否を理由に当該職員に不利益を与える行為は禁止される。（海外立法情報課・藤原 夏人）

【韓国】外国人投資促進法の改正

現行の「独占規制及び公正取引に関する法律」では、持株会社の孫会社が、ひ孫会社の株式を所有することを原則禁止しており、孫会社がひ孫会社の株式を 100% 所有する場合のみ、ひ孫会社の株式所有が可能である。この規定が、孫会社と外国企業が共同出資法人（ひ孫会社）を設立する際の障害となっていたため、2014 年 1 月 1 日、孫会社と外国企業の共同出資法人設立を可能とする「外国人投資促進法一部改正法律案」が国会本会議で可決され、同月 10 日に公布された（3 月 11 日施行）。法改正により、①外国企業の投資額、業種等の要件が大統領令に定める要件を満たすこと、②孫会社が共同出資法人の発行株式総数の 50% 以上を有すること、③外国企業が共同出資法人の発行株式総数の 30% 以上を有すること及び④孫会社が当該外国企業の所有する株式以外の全株式を有することを条件として、孫会社と外国企業の共同出資法人設立が認可されることとなった。

（海外立法情報課・藤原 夏人）

【韓国】大企業集団(財閥)に対する新規循環出資の禁止

財閥と呼ばれる韓国の大企業集団の代表的な支配構造には、3以上のグループ会社が、A社がB社に、B社がC社に、C社がA社に、のように循環して出資を行う「循環出資」と呼ばれる出資方法があり、これに伴う弊害(経済力集中、連鎖倒産等)が指摘されてきた。従来の「独占規制及び公正取引法」(以下「公正取引法」)では、資産総額5兆ウォン以上の「相互出資制限企業集団」の相互出資が禁止される一方、循環出資に対する直接の規制はなかったが、2013年12月31日、新規の循環出資を原則禁止とする公正取引法改正案が国会本会議で可決され、2014年1月24日に公布された(同年7月25日施行)。既存の循環出資については、法改正後も維持することが可能であるが、将来的な解消を図るため、循環出資の状況について公示する規定が設けられた。なお、企業の構造調整等、通常の企業活動において一時的に発生する循環出資については、例外が認められる。

(海外立法情報課・藤原 夏人)

【中国】国家秘密保護法実施条例

2010年10月1日から施行されている中国の改正国家秘密保護法(全53か条)は、インターネットや情報システムにおける国家秘密保護の取扱いなど、1988年制定の旧法(全35か条)にはなかった新たな規定が盛り込まれている。改正法施行に伴い、旧法の施行規則として1990年に制定された国家秘密保護法実施弁法も改正され、国家秘密保護法実施条例として2014年1月17日に公布され、同年3月1日から施行された。条例は、国及び県級以上の地方政府の国家秘密保護に係る所掌事務、秘密指定の手續、監督管理の方法等のほか、国家秘密の記録媒体の管理に関する具体的な方法を定めている。国家秘密の記録媒体や関連情報システム、軍備開発など国家秘密関連業務に従事する企業等に対する具体的な資格審査基準も定められている。国家機密の漏洩又はそのおそれを知ったときは、直ちに対応措置を取るとともに、所管官庁に24時間以内に報告しなければならないとする規定も設けられた。

(海外立法情報調査室・岡村 志嘉子)

【中国】広告法改正案

中華人民共和国広告法(1995年2月1日施行、全49か条)は、広告業の健全な発展と消費者の権利利益の保護を目的とし、広告の内容に係る基準、広告活動における広告主、広告業者等の遵守事項、広告の審査手續等について定めている。施行から約20年を経て、市場経済化の進展により広告が多様化する中で、携帯電話の普及に伴い急増する迷惑広告メールを始めとして、現行法では想定されていなかった事態も生じている。意見公募のため2014年2月21日に公表された改正案は全79か条からなり、広告規制の厳格化、虚偽広告の概念及び形式の明確化、罰則の強化等について新たな規定が盛り込まれた。具体的には、同意又は請求がなければ電話で又はメールアドレスにいかなる広告も送り付けてはならないこと、小中高校及び幼稚園で広告活動を行ってはならないこと、薬品・医療機器及び医療の広告は所管官庁の許可又は承認を経た内容に限ることなどが定められている。たばこ・酒類の広告規制も大幅に強化されている。

(海外立法情報調査室・岡村 志嘉子)

【中国】社会扶助制度に関する法整備

近年、国内の貧富の格差が深刻化する中で、中国政府は生活困窮者に対する各種の社会扶助制度の整備を進めてきた。2014年2月21日、制度拡充のための法整備として、社会扶助暫定弁法（國務院令第649号）が公布され、同年5月1日から施行されることになった。弁法は全70か条からなり、最低生活保障、特別困窮者の扶養、被災者扶助、医療扶助、教育扶助、住宅扶助、就業扶助、臨時扶助の各社会扶助制度について定めている。社会扶助制度は公開、公平、公正、迅速を旨とし、他の社会保障制度との連携の下に実施される。国及び各級地方政府が必要な予算措置と体制整備を行うほか、民間活力の導入も奨励されている。最低生活保障費は、世帯1人当たりの収入が当該地域の最低生活保障基準より低く、かつ、資産状況の条件にも合致する場合に支給される。また、労働能力も資産もなく、かつ、扶養義務者による扶養も不可能な特別困窮者に対しては、日常生活の基本費用及び介助・医療・葬祭サービスが提供される。

（海外立法情報調査室・岡村 志嘉子）

【オーストラリア】連邦総督の給与に関する1974年総督法改正

労働党政権時代の2008年9月に就任したクエンティン・ブライス総督の任期が2014年3月に満了するのを受けて、同年1月、次期連邦総督にピーター・コスグローブ元国防軍司令官が就任する旨が公表された。3月の任命に先立ち、2月27日、下院に連邦総督法（給与）改正案が提出され、3月17日に成立した。憲法第3条の規定により、連邦総督の給与は、1974年総督法制定まで年額1万ポンドであったが、1974年7月に就任したジョン・カー総督の給与が同法の規定により3万豪ドルに増額されて以降、総督交代ごとに同法が改正されている。なお憲法の規定により、総督の給与は在任中変更できない。給与額は、慣習上連邦最高裁長官を上回らない程度とされているものの、近年上昇の一途をたどっており、コスグローブ新総督の給与は、既に同氏が受給している連邦の軍人恩給を考慮した結果、425,000豪ドル（ブライス前総督は394,000豪ドル）となっている。

（前・海外立法情報調査室・武田 美智代）

【インドネシア】公証人法の改正

公証人法（2004年法律第30号）を改正する法律（2014年法律第2号）が2013年12月20日に国民代表会議において可決され、2014年1月15日に公布された。インドネシアでは、民法上は公正証書遺言、抵当権設定契約、夫婦財産契約等について、会社法上は設立証書（定款）等について公正証書の作成が効力発生の要件とされるほか、多くの書面についても公正証書が広く利用されている。契約書一般に関しては、国旗、国語、国章及び国歌に関する法律（2009年法律第24号）がインドネシア語での作成を義務づけるが、違反した場合の効力に関する規定がなく、英語のみで作成された契約書を無効とする2013年6月の西ジャカルタ地方裁判所の判決に対する控訴審が係属中であり、解釈は定まっていない。今般の改正は、インドネシア語による公正証書の作成を原則とし、外国語で作成する公正証書には、インドネシア語訳を付し、公証人に認証させた上で、インドネシア語の文言を優先させるものである。

（前・海外立法情報課・坂野 一生）

【シンガポール】土地登記法の改正

2014年2月17日、シンガポール国会において土地登記法を改正する法律が可決された。1993年に制定された土地登記法は、登記に公信力を与え、登記を物権変動の効力要件とするトレンスシステムを採用するもので、2001年の改正後、シンガポールの不動産法制及び登記制度の統一的基礎となっている。今回の改正では、合意による地役権の設定、変更及び消滅に加え、事情変更等により必要と認められる場合において、利害関係人の申立てにより、裁判所が地役権の設定、変更及び消滅を命ずることを可能にする。また、土地売買における買主の権利や不動産信託における受益権など土地に関連する権利で登記の対象とならないものを保護するため、当該権利を主張する者への事前通告なしに登記手続を行わない予告記載（caveat）制度において、かつては、所有者が予告記載の申請に異議を申し立てた場合は、所有者が異議事由の証明責任を負っていたが、制度の濫用を防止するため、申請人が自らの権利を証明するよう改正された。（前・海外立法情報課・坂野 一生）

【ミャンマー】経済特区法の公布

2014年1月23日、ミャンマー経済特区法（2014年連邦議会法第1号）が公布された。同法は、軍政時代に制定された経済特区法（2011年国家平和開発評議会法第8号）及びダウエー経済特区法（同第17号）を廃止し、改めて経済特区について包括的に規定するもので、現在までに経済特区の指定を受けた南部ダウエー、ヤンゴン近郊のティラワ及び西部チャオピューのほか、今後指定される経済特区にも適用される。2011年法では経済特区に投資する企業について法人税の免除期間が最長5年であったのが、新法では最長7年に延長された。また、従前は、投資企業による土地のリース又は利用の権利の存続期間を最短30年かつ更新可能としていたものを、新法では最長で50年とした上で更新可能とする。一方、雇用する熟練労働者に占めるミャンマー人の割合につき、従前は事業開始から15年以内に段階的に75%に引き上げるべきとされていたが、新法ではその期間が6年に短縮された。（前・海外立法情報課・坂野 一生）